

名古屋市連協 学習会

指導員体制の整え方

～指導員の体制と確保 準備し考えるべきこと～

2019年度末には指導員の資格要件緩和の猶予期間が終了します。各学童保育所で認定資格を持っている指導員(支援員)が常時1名以上配置するためには最低でも支援員が2名、できれば3名が必要になります。そのためには正規指導員の確保が必須と言っても過言ではありません。3年後の学童保育をより良くするために、まずはどんな学童保育にしたいのか、その為にはどんな指導員が来てほしいのか等も踏み込んで考え、自分たちの学童保育所に必要な指導員の確保に向けて一緒に考えていきましょう。

日時:2017年9月19日(火)19:30～

会場:労働会館本館 2F 会議室(名古屋市熱田区沢下町 9-3)

みなさんからは指導員の採用の困りごとでご要望が多かったのはアルバイトの採用についてでした。アルバイトの採用についても学習会の中で少し触れ、交流会で意見交換をしたいと考えています。



お問い合わせ先：名古屋市学童保育連絡協議会

TEL:(052)872-1972

FAX:(052)308-3324

E-Mail:info@gakudou-nagoya.org